

# 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号  
ならびに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 4 月 1 日

古河電気工業株式会社

ライテラジャパン株式会社

## 吸収分割に係る事後開示書面

2025 年 4 月 1 日

東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号

古河電気工業株式会社

代表取締役社長 森平 英也



東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号

ライテラジャパン株式会社

代表取締役社長 小野原 通之



古河電気工業株式会社（以下「分割会社」という。）とライテラジャパン株式会社（以下「承継会社」という。）は、2024 年 10 月 17 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社が、その光ファイバ・ケーブル事業に関して有する権利義務を、分割会社の 100%子会社である承継会社に会社分割（吸収分割）（以下「本件分割」という。）により、承継させました。

本件分割に係る会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号ならびに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項は以下のとおりです。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割となります。

### 記

#### 1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2025 年 4 月 1 日

#### 2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに同法第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

##### (1) 株主の差止請求手続

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 784

条の2 柱書但書に基づき、分割会社の株主が本件分割の差止めを請求することはできません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護手続

分割会社は、承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、  
ならびに同法第797条および第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 株主の差止請求手続

会社法第796条の2の規定に従い、承継会社に対して本件分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

分割会社は、承継会社の特別支配会社であるため、会社法第797条第3項の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者保護手続

承継会社は、会社法第799条第2項の規定に従い、2024年11月18日付で官報により、その債権者に対して同項所定の事項を公告しましたが、異議申述期限までに

同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。なお、承継会社は分割会社の 100%子会社として 2024 年 10 月 2 日付で設立したものであり、本件分割の効力発生日より前には事業を行っていないことから知れたる債権者がいないため、各別の催告は行っておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、分割会社が営む光ファイバ・ケーブル事業に関して有する権利義務を承継しました。本件分割によって承継会社が承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下の通りです。

承継資産の額：14,269 百万円

承継負債の額：4,000 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2025 年 4 月 1 日

6. 吸収分割に関するその他重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上